

## 精神保健福祉士配置加算の「在宅復帰率」の計算方法、算定の考え方

### 1. 「在宅移行率」の計算方法

$$\text{在宅移行率} = \frac{\text{分母の患者のうち、1年以内に退院し「在宅へ移行」した患者}}{\text{1年前から起算して過去6月間に当該病棟に入院した延べ患者数※}} \\ \text{(措置入院、鑑定入院及び医療観察法入院で当該保健医療機関へ入院となった者を除く)} \\ \text{※当該病棟への転棟患者も分母に含める}$$

「在宅へ移行」とは患家<sup>i</sup>又は精神障害者施設<sup>ii</sup>へ退院することをいう。

- i 「患家」とは、退院先のうち、同一保健医療機関内の他病棟、他の保健医療機関及び介護老人保健施設を除いたものを指す。
- ii 「精神障害者施設」とは、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う施設及び福祉ホームを指す。

### 2. 精神保健福祉士加算の算定の考え方

#### 1) 2014年4月1日から算定開始

2012年10月～2013年3月の6月間の当該病棟入院患者の1年以内在宅移行率が9割（7割）以上で4月14日までに届出を行った場合に算定できる。

#### 2) 2014年5月1日から算定開始

2012年11月～2013年4月の6月間の当該病棟入院患者の1年以内在宅以降率が9割（7割）以上で5月初日に届出を行った場合に算定できる。

#### 3) 算定開始後の月ごとの算定の考え方

- 算定を開始した後も、1年以内在宅移行率が1割を超えて変動した場合[8割（6割）未満]、翌月に速やかに変更の届出を行い、翌々月は算定ができないことになる。

例1) 2014年4月から算定開始したが、5月末の実績（2012年12月～2013年5月の入院患者の在宅移行率）が8割（6割）未満となると、6月変更届出、7月算定不可となる。

- 算定不可の月があっても、その後の月の実績が基準を満たして、翌月の初日に変更の届出を行えば、翌月の算定が再び可能となる。

例2) 例1で、6月末の実績（2013年1月～2013年6月）が9割（7割）以上であれば、7月初日に変更届出を行うことで、7月も算定可能となる。

本資料は、次の出典を元に作成しました。

- ・基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知) 平成26年3月5日保医発0305第1号
- ・平成26年度診療報酬改定関連通知の一部訂正及び官報掲載事項の一部訂正について(事務連絡) 平成26年3月28日